

## 【アメリカ】中小企業イノベーション・経済安全保障法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 倉橋 哲朗

\* 連邦政府による米国中小企業の研究開発を支援するためのプログラムについて、2031年9月末までの実施を認可するとともに、研究セキュリティの強化等を盛り込む連邦法が2026年4月13日に制定された。

### 1 中小企業イノベーション研究プログラム及び中小企業技術移転プログラムの概要

連邦政府による米国中小企業の研究開発支援の枠組みとして、1982年創設の中小企業イノベーション研究プログラム（Small Business Innovation Research: SBIR）と1992年創設の中小企業技術移転プログラム（Small Business Technology Transfer: STTR）がある。両プログラムは、これを実施する連邦政府機関（以下「実施機関」）が、参加する中小企業に対して次の3段階のプロセスを通じて研究開発のための助成金を交付し、又は委託契約によって資金を提供するスキームである<sup>1</sup>。最初のフェーズ I がアイデアの科学的・技術的な妥当性及び商業化の実現可能性を可能な限り判断する段階であり、次のフェーズ II は商業化の可能性を示すフェーズ I の研究成果を更に発展させる段階、そして最後のフェーズ III が研究成果の商業化の段階である。

SBIR 及び STTR については中小企業法<sup>2</sup>の第9条（15 U.S.C. 638）に定められており、各プログラムについて、一定規模の外部研究開発予算（extramural budget）を執行する実施機関が、その予算額の一定割合以上をプログラムに支出しなければならないと規定している<sup>3</sup>。現在、SBIR 又は STTR を実施しているのは延べ11機関であり、両プログラムの実施が6機関、SBIR のみが5機関である。プログラムへの所要支出額は、最多が国防総省（戦争省）の23億ドル（約3650億円）、最少が環境保護庁の500万ドル（約8億円）である<sup>4</sup>。

中小企業法第9条には、両プログラム実施の認可の有効期限を定める規定が置かれており、これまで有効期限延長のための立法が重ねられてきた。前回は2022年SBIR・STTR延長法<sup>5</sup>の成立によって有効期限が2025年9月30日まで延長され、この期限前に延長法案が提出されたが成立せず、有効期限が過ぎて失効となっていた。今般、この中小企業法第9条を改正する、中小企業イノベーション・経済安全保障法<sup>6</sup>が2026年4月13日に制定・施行され、2031年9月末までの実施が認められることとなった。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。

<sup>1</sup> 特に SBIR について、岡村浩一郎「第5章 米国の研究開発型中小・スタートアップ企業支援—中小企業イノベーション研究プログラム—」『宇宙空間の利用をめぐる動向と課題 科学技術に関する調査プロジェクト報告書』（調査資料 2022-5）国立国会図書館, 2023.3. <<https://doi.org/10.11501/12765466>> を参照。

<sup>2</sup> Small Business Act. (P.L.85-536, July 18, 1958, 15 U.S.C. 683) <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2024-title15/pdf/USCODE-2024-title15-chap14B.pdf>>

<sup>3</sup> SBIR は、各会計年度における外部研究開発予算が1億ドルを超える連邦機関が当該予算の3.2%以上を支出（15 U.S.C. 638 (f)(1)）、STTR は同じく10億ドル超の連邦機関が当該予算の0.45%以上を支出する（同条 (n)(1)）。1ドルは159円（令和8年6月分報告省令レート）。

<sup>4</sup> Small Business Administration, Participating Federal Agencies website <<https://www.sbir.gov/participating-agencies>>

<sup>5</sup> SBIR and STTR Extension Act of 2022, P.L.117-183. <<https://www.congress.gov/117/plaws/publ183/PLAW-117publ183.pdf>>

<sup>6</sup> Small Business Innovation and Economic Security Act, P.L.119-83. <<https://www.congress.gov/119/plaws/publ83/PLAW-119publ83.pdf>>

## 2 中小企業イノベーション・経済安全保障法の概要

同法（全 10 か条）の主な内容は次のとおりである。なお、以下、各見出しの末尾に記載の条名は同法のものであり、他に記載のない限り、項名は全て中小企業法第 9 条のものである。

### (1) SBIR 及び STTR の研究セキュリティの強化（第 2 条）

実施機関による、SBIR 及び STTR の申請者に対するデューデリジェンス<sup>7</sup>の実施を強化する。リスクベース・アプローチ<sup>8</sup>に基づく評価における経済安全保障の観点からのリスク<sup>9</sup>を詳細に追記した（vv 項第 2 号(A)）。国防総省や財務省、商務省ほかの連邦機関が管理・公表する、国家安全保障や外交政策上の懸念があるとして経済制裁等の対象に指定した法人等を掲載した 8 つのリストを条文に列挙した（g 項第 16 号(D)、o 項第 20 号(D)）。実施機関は、申請者と、これらのリストに記載の法人等との諸関係を調査する（vv 項第 2 号(C)）。2022 年 SBIR・STTR 延長法が定める、会計検査院による実施機関のデューデリジェンス・プログラムの実施状況及びベストプラクティスに関する報告書の作成・連邦議会への提出の期間を 5 年間延長する（2022 年 SBIR・STTR 延長法第 4 条 b 項第 4 号の改正）。

### (2) フェーズ II の戦略的ブレークスルー助成金（第 3 条）

実施機関が必要とみなす重要な技術分野等を対象とする研究開発に対し、特別に交付する追加の助成金として戦略的ブレークスルー助成金を新設した（ff 項）。また、実施機関による、実施状況についての連邦議会（上院の中小企業・起業家委員会、下院の中小企業委員会及び科学・宇宙・技術委員会）への定期的な説明を義務付けた（y 項）。

### (3) 行政事務の負担軽減（第 4 条）

フェーズ I 及び II に応募する中小企業が提出できる提案書の件数を一律に制限した（aaa 項）。

### (4) 技術支援及び事業支援の改善（第 7 条）

支援内容としてサイバーセキュリティ支援を追加、また、受給者を支援する目的の一つとして、技術開発又は商業化活動における外国の関与の可能性に関するスクリーニングを追加した（q 項第 1 号）。

### (5) SBIR 及び STTR に係るデータ収集の改善（第 8 条）

中小企業庁が公開する助成金等のデータベースにおけるデータ項目を追加する（k 項第 1 号）。連邦調達データベースにおけるデータの追跡（tracking）が可能となるよう、連邦一般調達局長官に対し、各種報告の義務付けによるデータ収集及び同データベースのデータ更新を義務付ける（同第 41 編第 1122 条 note）。

### (6) SBIR 及び STTR の認可の延長（第 9 条）、事業の延長（第 10 条）

認可の終了時期を「2025 年 9 月 30 日」から「2031 年 9 月 30 日」に改める（m 項ほか）。各種プログラム等の実施期限についても「2031 年 9 月 30 日」に改める。

<sup>7</sup> 申請者の実態やリスクを事前に精査する調査のこと。

<sup>8</sup> 企業や組織を取り巻くリスクを特定・評価し、その評価の内容に応じて適切な対策を講ずる考え方・取組のこと。「リスクベース・アプローチ」NIKKEI Risk & Compliance Hub ウェブサイト <<https://rc-hub.nikkei.com/knowledge/glossary/53/>>

<sup>9</sup> デューデリジェンスにおけるベストプラクティスの実践、特に海外リスク管理の面（例えば海外関係者によって両プログラムの研究開発成果が流出してしまうリスク等）において課題があることは、会計検査院（GAO）が連邦議会に提出した次の調査報告において指摘されていた。Government Accountability Office, “Small Business Research Programs: Agencies Identified Foreign Risks, but Some Due Diligence Programs Lack Clear Procedures,” GAO-25-107402, Nov 21, 2024. <<https://www.gao.gov/products/gao-25-107402>>; “Small Business Research Programs: Additional Actions Needed to Incorporate Best Practices for Addressing Foreign Risks,” GAO-26-107972, Jan 28, 2026. <<https://www.gao.gov/products/gao-26-107972>>